

業務方法書の政令市比較

広島市立病院機構（案）	堺市立病院機構	京都市立病院機構	福岡市立病院機構	神戸市民病院機構
平成 2 6 年 4 月 1 日（設立予定）	平成 2 4 年 4 月 1 日設立	平成 2 3 年 4 月 1 日設立	平成 2 2 年 4 月 1 日設立	平成 2 1 年 4 月 1 日設立
広島市民病院（743 床） 安佐市民病院（527 床） 舟入市民病院（190 床） リハビリテーション病院（100 床） ・ 自立訓練施設	堺市民病院（493 床）	京都市立病院（548 床） 京北病院（38 床）	福岡市立こども病院（214 床） 福岡市民病院（200 床）	神戸中央市民病院（700 床） 神戸西市民病院（358 床）
構成 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条） 第 2 章 業務の方法（第 3 条～第 4 条） 第 3 章 業務の委託等（第 5 条～第 7 条） 第 4 章 雑則（第 8 条）	構成 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条） 第 2 章 業務の方法（第 3 条～第 4 条） 第 3 章 業務の委託（第 5 条～第 7 条） 第 4 章 雑則（第 8 条）	※章立てなし	構成 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条） 第 2 章 業務の方法（第 3 条～第 5 条） 第 3 章 業務委託等（第 6 条～第 8 条） 第 4 章 雑則（第 9 条）	構成 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条） 第 2 章 業務の方法（第 3 条～第 4 条） 第 3 章 業務の委託等（第 5 条～第 7 条） 第 4 章 雑則（第 8 条）
（目的） 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 26 年広島市規則第 号）第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成 24 年堺市規則第 11 号）第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 2 2 条第 1 項及び地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 3 条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成 21 年福岡市規則第 139 号）の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則（平成 21 年神戸市規則第 号）の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。
（業務運営の基本方針） 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により広島市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により堺市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第 2 条 法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するものとする。 2 法人は、法の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにするものとする。	（業務運営の基本方針） 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により福岡市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により神戸市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。
（病院等の設置及び運営） 第 3 条 法人は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人広島市立病院機構定款（以下「定款」という。）第 18 条に定める病院等を設置し、これを運営するものとする。	（病院の設置及び運営） 第 3 条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人堺市立病院機構定款（以下「定款」という。）第 16 条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。		（病院の設置及び運営） 第 3 条 法人は、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人福岡市立病院機構定款（以下「定款」という。）第 17 条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。	（病院の設置及び管理） 第 3 条 法人は、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人神戸市民病院機構定款（以下「定款」という。）第 3 条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。

広島市立病院機構（案）	堺市立病院機構	京都市立病院機構	福岡市立病院機構	神戸市民病院機構
（法人の行う業務） 第4条 法人は、定款第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）医療を提供すること。 （2）医療に関する調査及び研究を行うこと。 （3）医療に関する地域支援を行うこと。 （4）医療に従事する者に対する研修を行うこと。 （5）障害者支援施設を運営すること。 （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、定款第16条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要と認める場合において、市長から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行うものとする。 3 法人は、定款第16条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療、研究又は研修のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	（法人の行う業務） 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）医療を提供すること。 （2）医療に関する調査及び研究を行うこと。 （3）医療に従事する者に対する研修を行うこと。 （4）医療に関する地域への支援を行うこと。 （5）人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。 （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。 3 法人は、定款第17条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診断又は研究のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	（業務の執行に関する事項） 第5条 法人は、地方独立行政法人京都市立病院機構定款第15条各号に規定する業務を行う。 2 法人の設置する病院、診療所又は介護老人保健施設における診療科目、実施事業及び管理に関し必要な事項は、法人の規程で定めるものとする。	（法人の行う業務） 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 （1）医療の提供 （2）医療に関する調査及び研究 （3）医療に関する従事者の研修 （4）前3号に掲げる業務に付帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、新薬の開発治験など、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	（法人の行う業務） 第4条 法人は、定款第20条第1項の規定に基づき、前条の業務のほか、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、定款第20条第2項の規定に基づき、市長から救助等の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。 3 法人は、定款第20条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。
（業務の委託） 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。	（業務の委託） 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。		（業務の委託） 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。	（業務の委託） 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合、業務の一部を委託することができる。
（委託契約） 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	（委託契約） 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。		（委託契約） 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	（委託契約） 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。
（契約の方法） 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。	（契約の方法） 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。		（契約の方法） 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。	（契約の方法） 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

広島市立病院機構（案）	堺市立病院機構	京都市立病院機構	福岡市立病院機構	神戸市民病院機構
（規程への委任） 第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	（その他） 第8条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	（雑則） 第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	（委任） 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。	第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。
		（経費の執行等） 第3条 法人の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度で支出するものとする。 2 法人の収入は、的確かつ厳正に確保するものとする。		
		（財産の管理及び運用） 第4条 法人の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用するものとする。		
附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行する。	附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、京都市長の認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

＜参考＞規則との関係

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）	堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則	地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則	地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則
（業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項 (2) 業務委託の基準 (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項	（業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項 (2) 業務を委託する場合の基準 (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項	（業務方法書の記載事項） 第3条 法第22条第2項の規定に基づき業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 (1) 業務の運営に関する基本方針 (2) 経費の執行及び収入の確保に関する基本方針 (3) 財産の管理及び運用に関する基本方針 (4) 業務の執行に関する事項	（業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項 (2) 業務を委託する場合の基準 (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項	（業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項 (2) 業務委託の基準 (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
（業務方法書の記載事項） 第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 業務委託の基準 (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項 (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項